

の会員である税理士の数に応じたものとすることができる。

2 第八条及び第九条第一項から第三項までの規定は、日本税理士会連合会について準用する。

この場合において、前項の規定により会則で会員の議決権についての定めをしているときは、同条第一項及び第二項中「出席者」とあるのは、「出席した会員の議決権」と読み替えるものとする。

(資格審査会の組織及び運営)

第十二条の一 資格審査会の委員には、税理士、国税の行政事務に従事する職員、地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者各一人を充てなければならない。

2 資格審査会の会長は、法第四十九条の十六第五項の承認を受けようとするときは、当該承認の申請書を、国税庁長官を経由して、財務大臣に提出しなければならない。

3 資格審査会の会長は、資格審査会の委員に欠員が生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

4 資格審査会の委員は、再任されることができない。

5 資格審査会の会長は、会務を総理する。

6 資格審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

7 資格審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 前各項に規定するものほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、日本税理士会連合会の会則で定める。

(税理士会の報告)

第十三条 税理士会が法第四十九条の九の規定により財務大臣に報告するときは、当該税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長を経由してしなければならない。(臨時の税務書類の作成等を許可する役職員の属する法人その他の団体)

法第五十条第一項ただし書に規定する政令で定める租税は、石油ガスト、不動産取得税、(行政書士が税務書類の作成を行うことができる租税)

第十四条の二 法第五十一条の二に規定する政令三 国税局(旧税務監督局及び旧財務局を含む。以下同じ。)、国税庁又は大蔵省主税局

道府県たばこ税(都たばこ税を含む)、市町村たばこ税(特別区たばこ税を含む)、特別土地保有税及び入湯税とする。

(当該職員の証票携帯)

第十五条 次の各号の当該職員は、当該各号に掲げる場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一 法第四十九条の十九第一項の規定により当該職員が税理士会又は日本税理士会連合会の業務の状況又は帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次号において同じ。)その他の物件を検査する場合

二 法第五十五条第一項から第三項までの規定により当該職員が税理士若しくは税理士法人、税理士であつた者又は法第五十四条の二第一項の税務相談を行つた者に質問し、又は

三 法第五十六条の規定により当該職員が同条の職務を執行する場合

四 都道府県、特別区又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項に規定する政令で指定する市において、営業

五 都道府県、特別区又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項に規定する政令で指定する市において、営業

六 前号に掲げる地方公共団体において、同号に掲げる事務以外の地方税の賦課に関する事務を分掌する係長以上の職にあつた期間が通算して五年以上になる者

七 人口五千以上の市町村(地方自治法第百五十五条第二項に規定する政令で指定する市を除く)において、市町村民税又は固定資産税の賦課に関する事務を分掌する係長以上の職にあつた期間が通算して五年以上になる者

八 前号に掲げる市町村において、同号に掲げる事務以外の地方税の賦課に関する事務を分掌する係長以上の職にあつた期間が通算して七年以上になる者

九 前項第一号から第四号までに規定する職の二以上にあつた者又は同項第五号から第八号までに規定する職の二以上にあつた者は、当該職についてこれららの号に規定する年数を五年とす割合により年数を換算して同項第一号から第四号までに規定する職の二以上にあつた期間又は同項第五号から第八号までに規定する職の二以上にあつた期間を通算した場合に、その期間が五年以上になるときは、それぞれ同項第二号又は第六号の規定に該当する者とみなす。

前二項の規定の適用については、第四項各号に規定する職と同等以上の職として税理士試験の認定を受けた職は、それぞれ当該各号に規定する職とみなす。

二 税務署において、前号に掲げる事務以外の

国税に関する行政事務を分掌する係長以上の職にあつた期間が通算して五年以上になる者

三 国税局(旧税務監督局及び旧財務局を含む。以下同じ。)、国税庁又は大蔵省主税局

(旧外地におけるこれらの官署に相当する官署を含む。以下同じ。)において、所得税、法人税、相続税若しくは富裕税の賦課又は所得税法、法人税法、相続税法、富裕税法若しくは国税徵収法の立案に関する事務を分掌する係長以上の職にあつた期間が通算して二年以上になる者

四 国税局、国税庁又は大蔵省主税局において、前号に掲げる事務以外の国税に関する行政事務を分掌する係長以上の職にあつた期間が通算して四年以上になる者

五 都道府県、特別区又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項に規定する政令で指定する市において、営業

六 前号に掲げる事務に従事した者で、同項第一号に掲げる事務に従事した期間を通算した年数を二十で除して二十五を乗じて得た年数と同項第二号に掲げる事務に従事した期間を通算した年数とを合計した年数が二十五年以上になるもの

七 前号に掲げる事務に従事した者で、同項第一号に掲げる事務に従事した期間を通算した年数を二十で除して二十五を乗じて得た年数と同項第二号に掲げる者については同項第一号に規定する税法に従事した期間を通算した年数とを合計した年数が二十五年以上になるもの

八 法附則第三十一項第一号に掲げる者については同項第一号に規定する税法に従事した期間を通算した年数とを合計した年数が二十五年以上になるもの

九 法附則第三十一項第一号に掲げる者については同項第一号に規定する税法に従事した期間を通算した年数とを合計した年数が二十五年以上になるもの

一 官公署における地方税に関する事務のうち事業税若しくは固定資産税(旧地方税法(昭和十五年法律第六十号))その他の地方税に関する法

二 官公署における地方税に関する事務のうち

三 官公署における地方税に関する事務のうち

四 官公署における地方税に関する事務のうち

五 官公署における地方税に関する事務のうち

六 官公署における地方税に関する事務のうち

七 官公署における地方税に関する事務のうち

八 官公署における地方税に関する事務のうち

九 官公署における地方税に関する事務のうち

一 官公署における地方税に関する事務のうち

二 官公署における地方税に関する事務のうち

三 官公署における地方税に関する事務のうち

四 官公署における地方税に関する事務のうち

五 官公署における地方税に関する事務のうち

六 官公署における地方税に関する事務のうち

七 官公署における地方税に関する事務のうち

八 官公署における地方税に関する事務のうち

九 官公署における地方税に関する事務のうち

一 官公署における地方税に関する事務のうち

二 官公署における地方税に関する事務のうち

三 官公署における地方税に関する事務のうち

四 官公署における地方税に関する事務のうち

五 官公署における地方税に関する事務のうち

六 官公署における地方税に関する事務のうち

七 官公署における地方税に関する事務のうち

八 官公署における地方税に関する事務のうち

九 官公署における地方税に関する事務のうち

一 官公署における地方税に関する事務のうち

二 官公署における地方税に関する事務のうち

三 官公署における地方税に関する事務のうち

四 官公署における地方税に関する事務のうち

五 官公署における地方税に関する事務のうち

六 官公署における地方税に関する事務のうち

七 官公署における地方税に関する事務のうち

八 官公署における地方税に関する事務のうち

九 官公署における地方税に関する事務のうち

(旧外地におけるこれらの官署に相当する官署を含む。以下同じ。)において、所得税、法人税、相続税若しくは富裕税の賦課又は所得税法、法人税法、相続税法、富裕税法若しくは国税徵収法の立案に関する事務又は官署における地方税に関する事務のうち事業税若しくは固定資産税(旧地方税法(昭和十五年法律第六十号))その他の地方税に関する法規による官業税、地租、家屋税及びこれらに掲げる事務に従事した者で、同項第一号に掲げる者については同項第一号に掲げる事務に従事した期間を通算した年数と同項第一号に掲げる事務に従事した者で、同項第一号に掲げる事務に従事した期間を通算した年数とを合計した年数が二十五年以上になるもの

一 官公署における地方税に関する事務のうち

二 官公署における地方税に関する事務のうち

三 官公署における地方税に関する事務のうち

四 官公署における地方税に関する事務のうち

五 官公署における地方税に関する事務のうち

六 官公署における地方税に関する事務のうち

七 官公署における地方税に関する事務のうち

八 官公署における地方税に関する事務のうち

九 官公署における地方税に関する事務のうち

一 官公署における地方税に関する事務のうち

二 官公署における地方税に関する事務のうち

三 官公署における地方税に関する事務のうち

四 官公署における地方税に関する事務のうち

五 官公署における地方税に関する事務のうち

六 官公署における地方税に関する事務のうち

七 官公署における地方税に関する事務のうち

八 官公署における地方税に関する事務のうち

九 官公署における地方税に関する事務のうち

一 官公署における地方税に関する事務のうち

二 官公署における地方税に関する事務のうち

三 官公署における地方税に関する事務のうち

四 官公署における地方税に関する事務のうち

五 官公署における地方税に関する事務のうち

六 官公署における地方税に関する事務のうち

七 官公署における地方税に関する事務のうち

八 官公署における地方税に関する事務のうち

九 官公署における地方税に関する事務のうち

一 官公署における地方税に関する事務のうち

二 官公署における地方税に関する事務のうち

三 官公署における地方税に関する事務のうち

四 官公署における地方税に関する事務のうち

五 官公署における地方税に関する事務のうち

六 官公署における地方税に関する事務のうち

七 官公署における地方税に関する事務のうち

八 官公署における地方税に関する事務のうち

九 官公署における地方税に関する事務のうち

一 官公署における地方税に関する事務のうち

二 官公署における地方税に関する事務のうち

三 官公署における地方税に関する事務のうち

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この政令の施行前に第四条の規定による改正前の税理士法施行令第二条第四号に規定する資金運用部資金又は米国対日援助見返資金の運用に関する改正後の同号の規定の適用については、第四条の規定による改正後の同号に規定する財政融資資金の運用に関する改正後の同号の規定の適用について行う運用先の監査事務とみなす。

附 則（平成一三年一〇月一七日政令第一〇三三〇号）抄

1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月二十五日政令第五四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日政令第一〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（税理士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 改正法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされたる狩猟者登録税及び改正法附則第十七条の規定によりなお従前の例によることとされる入猟税については、前条の規定による改正前の税理士法施行令第一条の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成一八年一月二七日政令第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

（税理士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条に規定する者の業務に従事した期間を有する者に係る税理士試験の受験資格については、第二条の規定による改正後の税理士法施行令第五条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一九年八月三日政令第一三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日政令第一四七号）
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年三月三一日政令第一四七号）
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則（平成二七年一月二六日政令第一三九二号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
(経過措置の原則)
第二条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお前例による。
附 則（平成二八年三月三一日政令第一三三号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四の二まで 略
四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る）、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の三・一二」を「百分の一」に改める部分に限る）、同条第二十九項の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の四の次に三条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十二の二第二項の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条の改正規定並びに同令附則

第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条並びに

第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十三条の二を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条、第十七条及び第十八条の規定、令和元年十月一日

附則（平成二八年一二月二八日政令第三六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年九月一五日政令第二三九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月三一日政令第一二五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月三一日政令第一四六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年四月一八日政令第一六一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十一年一月七日から施行する。

附則（平成三十一年三月二九日政令第八七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月二九日政令第八九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条（地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第百二十六号）第九条（見出しを含む。）の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二一日政令第三二二号）抄

第一條 (施行期日)
この政令は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間に於ける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定によるものとする。